

# 河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例 (概要版)

## 【主な規制項目】

- 500 m<sup>3</sup>以上 3,000 m<sup>3</sup>未満かつ 500 m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する土砂埋立て等には**許可が必要**です。(3,000 m<sup>3</sup>以上の場合は、大阪府の許可が必要になります。)
- 当該許可を得るためには、事前に**周辺地域の住民への説明会の開催**が必要です。
- 災害の防止と生活環境の保全のための措置**が必要です。
- 搬入する**土砂の発生場所及び汚染の恐れがないことの確認**や**排水の水質検査**を行う必要があります。
- 土地所有者の方**は埋立て等の施工状況を**定期的を確認**する必要があります。
- 条例の規定に**違反した場合、罰則**(最高2年以下の懲役または100万円以下の罰金)が適用されることがあります。

平成28年7月  
(平成31年4月修正)

## 【条例の目的】

土砂埋立て等に関し、市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、市域内における土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的としています。

## 【土砂とは】

- ・建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものです。
- ・有価物か無価物かは問いません。
- ・改良土も対象となります。
- ・産業廃棄物である汚泥やアスファルトやコンクリートの破片・塊は該当しません。

## 【土砂埋立て等とは】

- ・土地への埋め立てや盛土、土砂を堆積する行為です。一時的な保管も対象となります。

埋立て



### □埋立て

- ・周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。
- ・例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋立てる「発生土処分場」などが該当します。

盛土



### □盛土

- ・周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、その形状の変更の予定がないもの。
- ・例えば、農地や宅地の造成などが該当します。

一時堆積



### □一時堆積

- ・周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛り、将来その形状の変更が予定されているもの。
- ・例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。

## 【土砂埋立て等を行う方の責務等】

### (1) 責務

- 埋立て等を行う土地の区域（埋立て等区域）の周辺住民の理解を得よう努める必要があります。
- 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

### (2) 埋立て等の許可

- 埋立て等区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満であり、かつ 500 m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する場合は、許可が必要です。隣接している複数の行為は、一団の区域とみなします。（3,000 m<sup>2</sup>以上は、大阪府条例の対象で、大阪府の許可が必要です。）
- 許可期間は3年以内です。（一時堆積を除く。）

### (3) 許可申請前の手続き

○申請手続きの円滑化のために定めた「河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱」等に従い、事前の相談及び事前の協議を十分に行ってください。

○許可申請前に、周辺地域の住民に対する説明会を行う必要があります。（申請書に議事録等の添付が必要です。）

○土地所有者の同意を得なければなりません。（申請書に同意書の添付が必要です。）

#### **(4) 許可の基準**

○欠格要件（条例の命令・取消しを受けて3年を経過していない者、暴力団員やその関係者など）に該当していないこと。

○埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと。

○災害の発生を防止するため、形状及び構造上の基準（勾配、擁壁、排水施設など）に適合していること。

#### **(5) 許可を受けた者の義務**

○許可を受けた者は次のような報告や届出等を行う義務があります。

- ・搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、それらの結果の市への報告（搬入前）
- ・搬入した土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の市への報告（半年毎）
- ・排水の定期的な水質検査（3ヶ月毎、市職員立会）、その結果の市への報告
- ・氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置など
- ・これらの義務を履行しない場合、搬入停止命令等の対象となります。

#### **(6) 許可が不要な土砂埋立て**

○次の埋立て等は許可不要です。詳しくは、お問い合わせください。

- ・土砂埋立て等の面積が500㎡未満は許可不要です。（ただし、当該埋立等の区域を含む一団の土地の面積が500㎡以上の場合は除く。）
- ・土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行う場合（外部から土砂の搬入がない場合）は許可不要です。
- ・国、地方公共団体、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、独立行政法人、高速道路株式会社などが実施する埋立て等（発注する場合を含む）
- ・採石法、砂利採取法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法、建築基準法、道路法、土地区画整理法、都市公園法、下水道法、河川法、都市計画法、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例等による処分等に基づく埋立て等（各法令の全ての処分等が対象ではありません。詳しくはお問い合わせください。）
- ・コンクリート、ガラス等の製品を製造等するための原材料の土砂のみを用いて行う埋立て等・運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う通常の管理行為（市長が公示したもの）
- ・軽微な農地改良に係る土砂埋立て等（農地の所有者がその所有する農地についてその土

質改善のため、当該農地の従前の作土と同等以上の土砂等を用いて行うものに限る。)であって、あらかじめ市長の承認を受けたもの。(※1)

- ・法令、本条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等

※1：「河内長野市軽微な農地改良に係る土砂埋立て等の承認に関する要綱」に基づき、市長の承認を受ける必要があります。承認申請前に内容等の聞き取りをさせていただきますので、巻末のお問い合わせ先に必ずご相談ください。承認を得ないで埋立て等を行った場合は、無許可埋立てとなり罰則の対象となります。

### 【土砂発生元（発注者、請負者）の責務】

- ・建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生土砂の有効利用の促進に努めるとともに、発生土砂により不適切な土砂埋立て等が行われることがないよう、適正な土砂の処理に努める必要があります。
- ・本条例の許可を受けて埋立て等を行う者に対して、土砂発生元証明書を発行する必要等があります。これは、搬入される土砂の発生場所及び汚染の恐れがないことの確認のためです。

### 【土地所有者の責務】

- ・所有する土地において、不適正な埋立て等が行われることがないよう、適正な管理に努める必要があります。
- ・埋立て等に同意した土地所有者は、毎月1回以上、施工状況を確認しなければなりません。

### 【命令、公表、罰則など】

#### (1) 命令・搬入禁止区域の指定・公表

- ・市長はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者や土地所有者に対して埋立て等に関する報告を求めます。また、埋立て等を行う者に対して立入検査をします。
- ・市長は許可を有する者等に対して、災害を防止するため緊急の必要等があると認めるときは、必要な措置等を講ずるように命じることがあります。
- ・市長は土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、財産等を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等が行われる土地等を、土砂搬入指定区域に指定することがあります。
- ・市長は命令をした場合に、命令を受けた者の氏名、命令内容等を公表することがあります。

#### (2) 罰則

- ・無許可、命令違反など：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・排水の基準適合のための措置命令違反など：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・土地所有者に対する命令違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

など

### 【お問い合わせ先】

河内長野市役所 環境経済部 環境政策課 環境保全係

住所：河内長野市原町一丁目1番1号

TEL:0721-53-1111

FAX:0721-55-1435

Email: kankyouhozen@city.kawachinagano.lg.jp